

契約が結ばれている施設種では、「児童養護施設」83.5%、「乳児院」38.8%、「母子生活支援施設」17.9%であり、施設数の絶対値からみると、「乳児院」との契約率が高く、「母子生活支援施設」との契約率が低い。

当該市町村外に所在する施設との契約は、「児童養護施設」49.5%、「乳児院」28.2%、「母子生活支援施設」12.0%であり、「児童養護施設」の場合、市町村内施設と市町村外施設との契約率の差が大きい。

契約施設数では、「児童養護施設」の場合、他に比べて複数施設との契約が多く、「母子生活支援施設」の場合、「1施設」との契約が多い。

ウ. 短期入所生活援助事業利用ケース実績 (表2-2-3)

平成13年度の年間利用実績は、「10ケース未満」という市町村が最も多く55.3%と、半数を超えている。「平成13年度は未実施」という93市町村を除くと、ほぼ8割がこれに該当する。

なお、ケース数の実績の算出においては、きょうだいケースや、繰り返し利用しているケースは1ケースとして取り扱っており、実利用世帯数を示している。

表2-2-3 短期入所生活援助事業利用ケース実績

10ケース未満	20ケース未満	30ケース未満	40ケース未満	100ケース未満	100ケース以上	13年度は未実施	無回答	計
161 (55.3)	14 (4.8)	11 (3.8)	1 (0.3)	5 (1.7)	2 (0.7)	93 (32.0)	4 (1.4)	291 (100.0)

表2-2-4 短期入所生活援助事業利用日実績

25日未満	50日未満	75日未満	100日未満	150日未満	200日未満	500日未満	500日以上	13年度未実施	無回答	計
127 (43.6)	25 (8.6)	5 (1.7)	8 (2.7)	5 (1.7)	7 (2.4)	9 (3.1)	7 (2.4)	93 (32.0)	5 (1.7)	291 (100.0)

表2-2-5 児童夜間養護事業実施の有無

実施している	検討中	実施していない	無回答	計
147 (8.0)	23 (1.3)	1642 (89.8)	17 (0.9)	1829 (100.0)

エ. 短期入所生活援助事業利用日実績

(表2-2-4)

実利用日実績という点から、平成13年度の年間利用状況を見ると、「25日未満」が43.6%と、4割を超えている。「平成13年度は未実施」という93市町村を除くと、ほぼ6割がこれに該当する。年間の利用実績が「100日以上」という市町村は約1割強にすぎない。

なお、ケース数の実績の算出においては、きょうだいケースはそれぞれ日数を積算している。

②児童夜間養護(トワイライトステイ)事業 ア. 児童夜間養護事業実施の有無

(表2-2-5)

児童夜間養護事業を「実施している」という市町村は8.0%で、全体の1割にもみない。「実施していない」市町村はほぼ9割である。

短期入所生活援助事業の実施状況で示したように、回答市町村に事業実施者が多いということ的前提を考えると、実際に児童夜間養護事業を実施している市町村はさらに低い割合であると考えられる。

以下の質問は、児童夜間養護（トワイライトステイ）事業を「実施している」と回答した市町村147に対して回答を求めたものである。また、データは、平成13年度の実績を示している。

イ. 児童夜間養護事業の契約施設数

(表2-2-6)

児童夜間養護事業の契約施設数については、通知が予定している、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設について尋ねた。なお、表中の破線から下の枠は、市区町村外に所在する施設数を示している。

契約が結ばれている施設種では、「児童養護施設」85.0%、「乳児院」19.0%、「母子生活支援施設」12.2%であり、児童養護施設が圧倒的に多い。制度発足当初、この事業は母子生活支援施設を主たる実施施設として想定していたと考えられるが、母子生活支援施設での実施率は極めて低い。

当該市町村外に所在する施設との契約は、「児童養護施設」45.6%、「乳児院」15.0%、「母子生活支援施設」6.8%であり、「児童養護施設」および「母子生活支援施設」の場合、市町村内施設と市町村外施設との契約率

の差が大きい。とりわけ、「母子生活支援施設」では、市町村外に所在する施設との契約は非常に少ない。

契約施設数では、「児童養護施設」の場合、他に比べて複数施設との契約もかなりあるが、「乳児院」および「母子生活支援施設」の場合、「1施設」との契約が多い。

ウ. 児童夜間養護事業利用ケース実績

(表2-2-7)

平成13年度の年間利用実績は、「5ケース未満」という市町村が最も多く41.5%と、4割を超えている。「平成13年度は未実施」という66市町村を除くと、4分の3がこれに該当する。

なお、ケース数の実績の算出においては、きょうだいケースや、繰り返し利用しているケースは1ケースとして取り扱っており、実利用世帯数を示している。

エ. 児童夜間養護事業利用日実績

(表2-2-8)

実利用日実績という点から、平成13年度の年間利用状況をみると、「25日未満」が36.1%と、3分の1を超えている。「平成13年度

表2-2-6 児童夜間養護事業の契約施設数

(上段は全契約数・下段は地域外施設数)

	1施設	2施設	3施設	4施設	5～9施設	10施設以上	なし 無回答	計
養 護 施 設	87 (59.2)	24 (16.3)	4 (2.7)	4 (2.7)	5 (3.4)	1 (0.7)	22 (15.0)	147 (100.0)
	48 (32.7)	15 (10.2)	1 (0.7)	1 (0.7)	2 (1.4)	0 (0.0)	80 (54.4)	147 (100.0)
乳 児 院	22 (15.0)	4 (2.7)	2 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	119 (81.0)	147 (100.0)
	19 (12.9)	2 (1.4)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	125 (85.0)	147 (100.0)
母 子 支 援 施 設	14 (9.5)	3 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.7)	0 (0.0)	129 (87.8)	147 (100.0)
	9 (6.1)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	137 (93.2)	147 (100.0)
そ の 他	8 (5.4)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	138 (93.9)	147 (100.0)
	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	146 (99.3)	147 (100.0)

表2-2-7 児童夜間養護事業利用ケース実績

5ケース未満	10ケース未満	20ケース未満	30ケース未満	50ケース未満	50ケース以上	13年度は未実施	無回答	計
61 (41.5)	8 (5.4)	5 (3.4)	4 (2.7)	1 (0.7)	1 (0.7)	66 (44.9)	1 (0.7)	147 (100.0)

表2-2-8 児童夜間養護事業利用日実績

25日未満	50日未満	100日未満	150日未満	200日未満	500日未満	500日以上	13年度は未実施	計
53 (36.1)	2 (1.4)	2 (1.4)	4 (2.7)	4 (2.7)	7 (4.8)	9 (6.1)	66 (44.9)	147 (100.0)

は未実施」という66市町村を除くと、ほぼ3分の2がこれに該当する。年間の利用実績が「100日以上」という市町村は、1割台半ばにすぎない。

なお、ケース数の実績の算出においては、きょうだいケースはそれぞれ日数を積算している。

③児童夜間養護（休日預かり）事業

ア. 児童夜間養護（休日預かり）事業実施の有無（表2-2-9）

児童夜間養護（休日預かり）事業を「実施している」という市町村は4.2%で、全体の5%にもみたくない。「実施していない」市町村は9割を超えている。

イ. 児童夜間養護事業（休日預かり）の契約施設数（表2-2-10）

この質問は、児童夜間養護（休日預かり）事業を「実施している」と回答した市町村76に対して回答を求めたものである。また、データは、平成13年度の実績を示している。

児童夜間養護（休日預かり）事業の契約施設数については、通知が予定している、児童

養護施設、乳児院、母子生活支援施設について尋ねた。なお、表中の破線から下の枠は、市区町村外に所在する施設数を示している。

契約が結ばれている施設種では、「児童養護施設」88.2%、「乳児院」23.7%、「母子生活支援施設」11.8%であり、児童養護施設が圧倒的に多い。

当該市町村外に所在する施設との契約は、「児童養護施設」43.4%、「乳児院」18.4%、「母子生活支援施設」7.9%であり、「児童養護施設」および「母子生活支援施設」の場合、市町村内施設と市町村外施設との契約率の差が大きい。とりわけ、「母子生活支援施設」では、市町村外に所在する施設との契約は非常に少ない。

契約施設数では、「児童養護施設」の場合、他に比べて複数施設との契約もかなりあるが、「乳児院」および「母子生活支援施設」の場合、「1施設」との契約が多い。

以上のような傾向は、基礎となっている児童夜間養護（トワイライトステイ）事業とほぼ同様である。

表2-2-9 児童夜間養護（休日預かり）事業実施の有無

実施している	検討中	実施していない	無回答	計
76 (4.2)	26 (1.4)	1710 (93.5)	17 (0.9)	1829 (100.0)

表2-2-10 児童夜間養護（休日預かり）事業の契約施設数

（上段は全契約数・下段は地域外施設数）

	1施設	2施設	3施設	4施設	5～9施設	10施設以上	なし無回答	計
養護児童施設	44 (57.9)	11 (14.5)	3 (3.9)	2 (2.6)	7 (2.2)	0 (0.0)	9 (11.8)	76 (100.0)
	27 (35.5)	4 (5.3)	1 (1.3)	0 (0.0)	1 (1.3)	0 (0.0)	43 (56.6)	76 (100.0)
乳児院	14 (18.4)	3 (3.9)	1 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	58 (76.3)	76 (100.0)
	13 (17.1)	1 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	62 (81.6)	76 (100.0)
母子生活支援施設	5 (6.6)	3 (3.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.3)	0 (0.0)	67 (88.2)	76 (100.0)
	5 (6.6)	1 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	70 (92.1)	76 (100.0)
その他	6 (7.9)	2 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	68 (89.5)	76 (100.0)
	2 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	74 (97.4)	76 (100.0)

④児童虐待防止市町村ネットワーク事業

ア. 児童虐待防止市町村ネットワーク事業実施の有無（表2-2-11）

児童虐待防止市町村ネットワーク事業を「実施している」という市町村は9.0%で、全体の1割弱にすぎない。「検討中」を含めても2割である。

厚生労働省の調査では（平成13年6月）、「設置済み」という自治体は15.6%、「計画中」という自治体は9.7%であり、設置されている自治体の回答が、本調査ではやや低くなっている。これは、短期入所生活援助事業の結果とは異なる傾向である。

イ. 児童虐待防止市町村ネットワーク事業参加施設数（表2-2-12）

この質問は、児童虐待防止市町村ネットワーク事業を「実施している」と回答した市町村165に対して回答を求めたものである。なお、この質問では、調査票の設計にミスがあり、選択肢として児童養護施設が欠落していた。したがって、記入者の多くはこれを「その他」に入れているものと推察される。ただ

し、後述の厚生労働省の調査にみられるように、「その他」には、児童養護施設以外にも、幼稚園、小中学校、児童館、障害児施設なども含まれていると考えられ、児童養護施設が中心であるわけではない。

参加している施設種では、直接市町村と関わりのある「保育所」の参加率は高いが、それ以外の入所施設はほとんど参加していない。ただし、児童養護施設が含まれていると推察される「その他」は30%以上ある。

厚生労働省の調査では（平成13年6月）、参加率は、「児童養護施設・情緒障害児短期治療施設」9.5%、「乳児院」2.8%、「保育所」77.5%、などとなっている。この他にも、教育機関を含め、「小学校」67.6%、「中学校」62.6%、「幼稚園」54.2%、「児童館」19.4%、「障害児施設」4.5%、「養護学校」3.2%、などがあげられている。この調査結果にも明らかなように、市町村が事務を担っている施設・機関の参加率は高いが、都道府県・指定都市が事務を担っている施設・機関の参加率は低い。

表2-2-11 児童虐待防止市町村ネットワーク事業実施の有無

実施している	検討中	実施していない	無回答	計
165 (9.0)	198 (10.8)	1446 (79.1)	20 (1.1)	1829 (100.0)

表2-2-12 児童虐待防止市町村ネットワーク事業参加施設数
(上段は全契約数・下段は地域外施設数)

	1施設	2施設	3施設	4施設	5～9施設	10施設以上	なし 無回答	計
保育所	37 (22.4)	21 (12.7)	13 (7.9)	7 (4.2)	40 (24.2)	1 (0.6)	46 (27.9)	165 (100.0)
	3 (1.8)	1 (0.6)	1 (0.6)	0 (0.0)	4 (2.4)	0 (0.0)	156 (94.5)	165 (100.0)
乳児院	8 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	157 (95.2)	165 (100.0)
	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	165 (100.0)	165 (100.0)
母子生活 支援施設	1 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	164 (99.4)	165 (100.0)
	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	165 (100.0)	165 (100.0)
児童家庭 支援センター	1 (0.6)	2 (1.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	162 (98.2)	165 (100.0)
	1 (0.6)	0 (16.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	164 (99.4)	165 (100.0)
その他	16 (9.6)	12 (7.3)	4 (2.4)	3 (1.8)	26 (15.8)	0 (0.0)	104 (63.0)	165 (100.0)
	11 (6.6)	3 (1.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)	0 (0.0)	150 (90.9)	165 (100.0)

3) 市町村における単独事業のあり方

①単独事業のメリット (表2-3-1)

市町村が単独事業を行う際のメリットとし

ては、「地域に必要なサービスを提供できる」というものが81.0%で最も多い。次は、「事業の予算執行が自由である」という回答であるが、これは24.3%と、3分の1以下になる。

表2-3-1 単独事業のメリット

	必要なサービスを提供	予算執行が自由	地域内の施設と共同	経費の節減	その他
該当する	1482 (81.0)	445 (24.3)	194 (10.6)	51 (2.8)	39 (2.1)
該当しない	347 (19.0)	1384 (75.7)	1635 (89.4)	1778 (97.2)	1790 (97.9)
計	1829 (100.0)	1829 (100.0)	1829 (100.0)	1829 (100.0)	1829 (100.0)

②単独事業の問題点（表2-3-2）

市町村が単独事業を行う際の問題点としては、「十分な予算措置ができない」が最も多く72.8%と、4分の3近くになっている。「福祉の専門職員が不足している」という回答も55.8%と、かなり高い。

③単独事業の今後の実施主体（表2-3-3）

単独事業の今後の実施主体については、「国事業として実施すべきである」と「民間に委託すべきである」がほぼ3割ずつとなった。継続的に「単独事業として実施すべきである」と回答した自治体は2割にすぎなかった。

④単独事業の今後の展望（表2-3-4）

単独事業の今後の展望については、「将来的に拡大したほうがよい」と「現状のままでよい」がほぼ3割ずつとなった。「縮小したほうがよい」という消極派は1割強にすぎなかった。

4) 児童養護関連事業と市町村との関係

①児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設の入所手続き（表2-4-1）

児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治

表2-3-2 単独事業の問題点

	専門職員の不足	予算措置が十分でない	担当行政官が設置できない	地域住民の反対	ニーズの把握ができない	物理的設備がない	利用料を徴収しにくい	その他
該当する	1021 (55.8)	1331 (72.8)	198 (10.8)	3 (0.2)	151 (8.3)	540 (29.5)	171 (9.3)	40 (2.2)
該当しない	808 (44.2)	498 (27.2)	1631 (89.2)	1826 (99.8)	1678 (91.7)	1289 (70.5)	1658 (90.7)	1798 (97.8)
計	1829 (100.0)							

表2-3-3 単独事業の今後の実施主体

単独事業として実施	国事業として実施	民間に委託	その他	無回答	計
357 (19.5)	601 (32.9)	557 (30.5)	112 (6.1)	202 (11.0)	1829 (100.0)

表2-3-4 単独事業の今後の展望

将来的に拡大	縮小	現状のまま	その他	無回答	計
618 (33.8)	228 (12.5)	569 (31.1)	188 (10.3)	226 (12.4)	1829 (100.0)

表2-4-1 児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設の入所手続き

児童相談所のままでよい	相談は福祉事務所措置は児童相談所	相談措置とも福祉事務所	相談措置とも市区町村	措置制度でなくてよい	無回答	計
1099 (60.1)	268 (14.7)	198 (10.8)	107 (5.9)	46 (2.5)	111 (6.1)	1829 (100.0)

療施設・児童自立支援施設の入所手続きについては、現状の通りである「児童相談所のままでよい」というものが60.1%と、6割を超える。次は、「相談は福祉事務所、措置は児童相談所」という、措置は児童相談所に残しつつも、相談窓口を福祉事務所レベルまで拡大するというものの14.7%である。「相談措置ともすべて市区町村」と、市区町村で統一すべきであるというものも5.9%ある。「措置制度でなくてよい」というものは2.5%である。

これを施設調査の結果と比べると、市町村には、やや現状維持という考え方が強い。

②母子生活支援施設の相談窓口

(表2-4-2)

母子生活支援施設の相談窓口については、現状の通りである「福祉事務所のままでよい」というものが59.7%と、6割近い。次は、「相談措置とも福祉事務所」の15.9%である。「相談措置ともすべて市区町村」と、市区町村で統一すべきであるというものは5.1%にとどまっている。

前項同様、施設調査の結果と比べると、市

表2-4-2 母子生活支援施設の相談窓口

福祉事務所のままでよい	相談は市区町村	相談措置とも福祉事務所	相談措置とも市区町村	無回答	計
1092 (59.7)	237 (13.0)	290 (15.9)	94 (5.1)	116 (6.3)	1829 (100.0)

表2-4-3 児童家庭支援センターの設置

都道府県指定都市のまま	中核市まで拡大	すべての市まで拡大	すべての市区町村まで拡大	無回答	計
804 (44.0)	260 (14.2)	356 (19.5)	242 (13.2)	167 (9.1)	1829 (100.0)

表2-4-4 入所措置と在宅福祉サービスとの関係について

現在のままでよい	都道府県指定都市で統一	新たに福祉事務所で統一	措置は福祉事務所在宅は市区町村	措置在宅とも市区町村	その他	無回答	計
864 (47.2)	194 (10.6)	303 (16.6)	183 (10.0)	121 (6.6)	13 (0.7)	151 (8.3)	1829 (100.0)

町村には、やや現状維持という考え方が強い。

③児童家庭支援センターの設置

(表2-4-3)

児童家庭支援センターの設置については、現状の通りである「都道府県・指定都市のまま」というものが44.0%で最も多い。以下、「すべての市まで拡大」19.5%、「中核市まで拡大」14.2%、「すべての市区町村まで拡大」13.2%が、1割台で続いている。

施設調査の場合、「都道府県・指定都市のまま」というものは11.3%にすぎず、「すべての市区町村まで拡大」が29.1%、「すべての市まで拡大」が27.7%となっていた。児童家庭支援センターに対する考え方については、施設と市町村との間に、大きな違いがみられる。

④入所措置と在宅福祉サービスとの関係について

児童養護関連の福祉サービスの一部は、入所措置の多くにみられるように、都道府県・

指定都市（児童相談所）レベルと、在宅福祉サービスにみられるように市区町村レベルに分かれている。この質問は、そのことについて尋ねたものである。

今後のサービスのあり方については、「現在のままでよい」というものが47.2%と半数近いが、見直しがあってもよいというものもほぼ同数ある。見直しの方向として最も多いのは「新たに福祉事務所で統一」という、実質的には、市と県で行うという考え方である。「都道府県・指定都市で統一」という広域化もほぼ1割ある。

施設調査との関係では、「現在のままでよい」という回答についてはあまり大きな差が

ないが、見直しの方向としては、施設の場合、全て市区町村化という考え方が多いが、市町村の場合、市と県型が多いという違いがみられる。

3. 市区町村および児童福祉施設における地域支援事業に関するヒアリング調査の結果

1) ヒアリング実施先

ヒアリングを実施した自治体および施設は表3の通り、18自治体（19部局）、17施設（児童養護施設12、乳児院1、母子生活支援施設2、情緒障害児短期治療施設1、児童家庭支援センター1）である。

表3 ヒアリング実施先一覧

自治体名	施設名
宮城県・仙台市	・丘の家子どもホーム（児童養護施設） ・丘の家乳幼児ホーム（乳児院）
埼玉県・大利根町	・光の子の家（児童養護施設）
新潟県・新潟市	・ふじみ苑（母子生活支援施設）
愛知県・豊橋市	
滋賀県・大津市	・湘南学園（児童養護施設）
京都府・京都市	・平安徳義会養護園：小規模児童養護施設設置（児童養護施設）
京都府・舞鶴市	・舞鶴学園（児童養護施設）
奈良県・奈良市	
奈良県・桜井市	・あすか：児童養護施設併設（児童家庭支援センター）
大阪府・堺市	・清心寮（児童養護施設）
大阪府・八尾市	・八尾母子ホーム（母子生活支援施設）
大阪府・泉大津市	・和泉乳児院（乳児院）
大阪府・貝塚市 貝塚市教育委員会	・あゆみの丘（情緒障害児短期治療施設）
兵庫県・宝塚市	
鳥取県・鳥取市	・鳥取子ども学園（児童養護施設）
山口県・防府市	・防府海北園：児童家庭支援センター併設（児童養護施設）
長崎県・大村市	・大村子どもの家：児童家庭支援センター併設（児童養護施設）
大分県・別府市	・光の園白菊寮：児童家庭支援センター併設（児童養護施設）
沖縄県	・島添の丘（児童養護施設） ・なごみ（児童養護施設）

2) ヒアリング調査の結果

本報告では、ヒアリング調査のうち、特徴的であった、桜井市および「あすか」、別府

市および「光の園白菊寮」、防府市および「防府海北園」、鳥取市および「鳥取子ども学園」、大村市および「大村子どもの家」、仙台市、沖縄県の7自治体、5施設の事例を報告する。

①-1 奈良県桜井市

担当部署名	福祉保健部・児童福祉課												
1. 市区町村内の養護系児童福祉施設の存在の有無 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>児童家庭支援センター</td> <td>1</td> </tr> </table>		児童養護施設	1	乳児院	0	母子生活支援施設	0	児童自立支援施設	0	情緒障害児短期治療施設	0	児童家庭支援センター	1
児童養護施設	1												
乳児院	0												
母子生活支援施設	0												
児童自立支援施設	0												
情緒障害児短期治療施設	0												
児童家庭支援センター	1												
2. 養護系児童福祉サービス(短期入所生活援助・児童夜間養護事業など)実施の有無 【現状】 桜井市においては、平成9年度「桜井市子育て支援短期利用事業実施要綱」を定め、短期入所生活援助事業及び児童夜間養育事業を実施している。契約施設数は、児童養護施設1であり、桜井市に立地している。この児童養護施設の同一敷地内に児童家庭支援センターがあり、このセンターを窓口にして事業を利用する市民も多い。 利用者は、毎年顕在化している。平成13年度の利用者は短期入所生活援助事業、夜間養育事業合わせて延べ43件である。この事業に関わる市予算は平成14年度で約812万円を確保している。 【実施の経過】 子育て支援短期利用事業の実施にあたっては、奈良県から市町村に働きかけがあり、また、受け入れに積極的な施設があったことで、事業化を開始した。 【方向】 利用者のニーズが現在の事業状況で充足され、問題なく消化されていると認識しているので、特に拡大の方向は考えていない。 【課題】 市は広報活動を実施しているが、在宅サービスの活用方法を認識していない地域住民も多く、在宅サービスを利用することなくすぐに入所というケースも多い。今後どのようにサービス事業を地域住民に浸透させていくのが課題である。													
3. 児童虐待防止市町村ネットワーク事業の実施の有無 平成15年4月に立ち上げの予定である。 これまでも、市行政が中心になってケース会議を開催してきた。平成14年4月から10月末までのケース会議の実績は22件であった。地域や各関係機関からの虐待通報については、児童福祉課内にある家庭児童相談室が中心となって対応しており、児童相談所や児童家庭支援センターと連携しながら、問題解決に向けて関係機関と連絡調整してきた。ネットワーク事業を立ち上げることによって、さらに各機関の役割を明確化し、情報の集約化・共有化によって、一層効果的なネットワーク構築を目指している。													
4. 市区町村独自の児童福祉事業(保育サービス以外の)実施の有無 児童福祉施設に対する特別な補助事業等は実施していない。 現在の市行政の財政下では難しいと思われる。国庫補助等の適用がない限り、市独自の事業はかなり難しい状況である。													
5. 市区町村が独自に養護系児童福祉サービスに取り組むことについての意見 財政的に許すのであれば、基本的には市直営の単体施設を設置して在宅福祉サービスを事業化することが理想である。地域によっては、未だ児童福祉系施設に対して馴染みが薄く、在宅福祉サービスを利用しにくいという地域住民もいる。市直営の単体													

施設の下で在宅福祉サービスを事業化することで、地域住民がサービスを身近に感じ、潜在ニーズを掘り起こしやすいうという可能性ももっている。地域における子育て支援をさらに地域に根付かせていくためには、社会福祉法人への委託だけではなく、市行政主導のサービスの存在も必要だと感じている。

6. 養護系児童福祉サービスを市町村が担うことについての意見

5. でも述べたように、市直営の単体施設を設置し、措置も在宅サービスも市で実施することが理想である。

行政と民間の連携の下に、地域に密着したサービスを地域で計画し事業化することが地域ニーズに最も効果的に対応することができると思われる。また、市が事業化への主導的役割を担うことで、サービス全体の質を上げることにつながるとと思われる。市町村単独でも裁量権限の附帯が前提である。

7. 調査者のコメント

桜井市は、関西圏のベッドタウンから少しはずれた人口約6万3千人の都市である。地域住民は、公立志向が強く、市行政も公設公営のサービスに力を注いできた。特に就学前児童における市の福祉・教育サービスは充実し、市内に公立保育所が5か所、民営保育所が2か所あり、待機児童は0名である。公立小学校が12校に対し、公立幼稚園は6か所あり、幼稚園には空き教室が目立つようになってきたが、現在のところ統廃合は未定ということである。

桜井市における児童福祉事業においては、敗戦後から今日にいたるまで民間の一社会福祉法人と市行政が共に連携して担ってきたという市独自の歴史がある。その社会福祉法人の地域に根ざした実践力と優れた事業展開で、今日の桜井市における児童福祉事業の基盤を作ってきたことは、自他ともに認めるところである。その中であって、市の担当者は、市行政の果たす役割は一体何なのか、つまり、官と民の関係をどう築いていくのか、常に意識してきたそうである。特に社会福祉サービス分野においては、現場や実践なくしては空論に終わる。公立志向の強い地域性を背景にして、地域ニーズに対して市行政の果たす役割に抱くジレンマは容易に理解できる。

今日の社会福祉サービスは、行政と社会福祉事業者の協働が課題の一つにされている。社会福祉事業者は、経営体の立場から事業をとらえがちであり、行政は全体を見通した視点が必要とされる。地域や現場を接点として、両者がどのように協働していくのか、大変難しい問題であり、今後の大きな課題でもあると感じた。

①-2 児童家庭支援センター・あすか（奈良県桜井市）

（同一敷地内に児童養護施設・飛鳥学院を併設）

1. 市区町村内の児童養護系施設の有無と施設間の交流について

桜井市内における児童養護系施設は、当法人のみである。児童養護施設1と児童家庭支援センター1を同一敷地内に併設している。当法人は、他にも保育所、地域子育て支援センター、学童保育所を開設し、桜井市を中心とした「子育ての社会支援システム」構築に向けて、施設間の連携、交流は密に実施している。職員の人事についても機関や役職に固定するのではなく、弾力的・流動的に配置することで、良質のサービスを効果的に提供できる総合支援システムの確立を目標にしている。

また、当児童養護施設は奈良県児童養護施設協議会に所属し、職員はサービスの質の向上をめざした月1回の学習会に参加している。2001年1月には、当児童養護施設を含めた6施設が中心となって「サービス憲章」と「あなたと私たちとのやくそく」を制定し、入所児童の権利擁護と自立支援に向けたサービスの確立のための基本理念を定めた。その後、この「サービス憲章」をもとに、施設版「サービス基準」や施設内「子ども権利擁護委員会」実施要綱を作成し、日々のサービス検証の柱にしている。このような協議会での研修や交流を意識して作り上げ続けていくことは、施設間の情報の共有化や、孤立しがちな施設サービスの客観的な検証の場として意義が大きく、サービスのレベルを高めていく上で必要なことだと考えている。

2. 養護系児童福祉サービス(短期入所生活援助・児童夜間養護事業など)実施の有無

【現状】

平成7年度奈良県子育て支援短期利用事業費補助金交付要綱に伴い、当児童養護施設では短期入所生活援助事業及び児童夜間養護事業を実施している。契約している市

町村は、桜井市、橿原市、大和高田市、明日香村、高取町、川西町、新庄町である。平成13年度の利用者は、短期入所生活援助、児童夜間養護事業を合わせて延べ43件であった。平成14年度調査時点では延べ約30件であり利用者は顕在化している。児童家庭支援センターを併設（平成12年10月開設）しているの、センターを通して利用される場合が多い。引き続いて当施設入所のケースになる場合も少なくない。

【実施の経過】

子育て支援短期利用事業の実施にあたっては、奈良県から、市町村と施設に働きかけがあった。資源を有している施設の機能を地域に十分還元したいとの意向から、積極的に取り組み現在に至っている。

【課題】

子育て支援短期利用事業については、利用日数が制度的に決められているが、子どもや家庭の状況からもう少し利用日数の延長が必要な場合もある。制度の弾力的な運用の検討を期待したい。

現場の意見を反映するシステムの構築を考えた場合、家庭と現場をつなぎ、しかも専門的な判断ができる機関は、児童家庭支援センターが最も可能性ある機関だと思われる。これまでの利用者についても、児童家庭支援センターが相談窓口になったケースが多く、同センターが地域における子育て家庭支援の中核的存在になりつつあることを実感している。そういった視点からも事業運用における児童家庭支援センターの裁量範囲を広げてよいのではないだろうか。同時に地域住民に対して児童家庭支援センターの存在アピールの必要性を感じる。

3. 児童虐待防止市区町村ネットワーク事業の実施の有無

現在のところ桜井市には設置されていないが、当法人が市行政に積極的に働きかけ平成15年度4月に設置予定である。

当法人は、民間団体「奈良児童虐待防止ネットワーク・きずな」（平成12年6月設立・当法人が事務局）を立ち上げており、被虐待児、家庭への援助を目的として保健・医療・福祉・教育・司法等の関係者が集まり、虐待の発見と防止活動の支援を行っている。

当児童家庭支援センターの平成13年度、14年度（4月～11月）の虐待相談における事業統計報告をまとめると、次頁の表のようになっている。

表1. 虐待相談における経路

	保健所	保育所	入所施設	学校	家族・親戚	近隣・知人	その他	計
13年度	0	6	1	9	3	1	2	22
14年4～11月	1	3	0	1	4	7	1	17

表2. 虐待相談における処理

	助言指導	継続指導	他機関斡旋	児相への連絡通告	未処理	計
13年度	5	10	2	5	0	22
14年4～11月	4	11	0	0	2	17

平成13年度の虐待相談は22件、平成14年度（4～11月）の虐待相談は17件であり、表1にみるように相談経路は、多岐の機関からのものとなっている。またその後の処理については表2にみるように、関係機関との連携を前提としたものになっている。現在も関係機関との連絡調整、連携を図りながら事業を展開しているが、市のネットワーク事業が設置されることで、情報が的確に集約化、共有化され、システムが効果的に機能すると期待される。

4. 市区町村独自の児童福祉事業(保育サービス以外の)実施の有無

市独自の養護系児童福祉サービスについては特に実施していないが、学童保育につ

いては市事業として、平成11年度より当法人に運営委託されている。現在2か所の運営委託であるが、平成15年4月より、さらに1か所の増設が予定されている。

当法人では地域のニーズに対応するため、平成4年度から本学院独自事業として学童保育所を開設し、現在も引き続き本学院独自事業として運営している。

5. 市区町村が独自に養護系児童福祉サービスに取り組むことについての意見

地域の切実なニーズに対応するために、社会福祉法人が事業努力することは社会的使命、社会的責務だと考えている。敗戦後すぐに戦災孤児、浮浪児の保護を開始してから現在にいたるまで、当法人自らが“先ず実践”の姿勢で児童福祉事業に取り組み、地域を支えてきたという自負がある。たとえば、学童保育所の開設は、放課後の児童の福祉をまもるために地域の声に押されて、今から10余年前に本学院独自事業として開設した。地域の福祉事業を当法人が先駆的に展開してきたという実績を布石として、今後における地域独自の福祉計画についても当法人は積極的に関わり、協力していきたいと考えている。

6. 養護系児童福祉サービスを市区町村が担うことについての意見

【児童家庭支援センターと市町村について】

児童家庭支援センターを平成12年10月に開設させて以来、当法人は同センターを地域の子育て家庭支援システムの基軸として位置付けてきた。平成13年度の当センターの相談件数は138件（延べ1164件）であったが、平成14年度（4月～11月）の相談件数は156件（延べ928件）にのぼっており、地域における相談援助センターとして着実に定着化している。その背景には、利用者が来るのを座って待っているセンターではなく、職員が自分の足で関係機関に出向き、きめ細かく関係機関と連携しながら専門職者の視点でニーズを拾ってくるという積極的姿勢に因るところが大きいと思われる。また、センター長自らが各機関をまわり、児童家庭支援センターの機能と役割について粘り強く説明してきたという背景も大きい。地域に埋もれたニーズも掘り起こし方次第で顕在化することが、児童家庭支援センター・あすかの事業展開で確認できるのではないだろうか。

児童家庭支援センターの機能は、地域にとって身近な親しみのある内容でよいと思われる。あくまでも地域における相談援助機能として定着化させることが重要だと考える。児童家庭支援センターを立ち上げて実感することは、各機関はそれぞれの目的で一生懸命職務を果たしているが、自分のつかんだ問題に対して自分だけで動こうと、それが大変非効率的であり、結局は利用者にとってマイナスであるということである。相談援助の専門機関である児童家庭支援センターを機能させることによって、つまり、同センターに所属している、資源をつなぎ連絡調整できるソーシャルワーカーを機能させることによって、それぞれの機関の役割が明確化され、問題解決に向けて効果的・効率的に流れるようになってきた。

また、当センターは、相談地域の範囲を橿原市・桜井市・宇陀郡・磯城郡・高市郡を原則としているが、平成13年度の実績から奈良市を始め利用者からの相談は、15市町村に及んでいることがわかった。ニーズが各地域に顕在化していることから、各市区町村に1か所は児童家庭支援センターを置き、地域住民からの相談を的確に処理し、しかもケースマネジメントのできるソーシャルワーカーの設置が不可欠であると考えられる。養護系児童福祉サービスの市町村事業は、この児童家庭支援センターの設置1本に絞ってもよいと考える。

【児童家庭支援センターと児童相談所の役割について】

児童相談所と児童家庭支援センターの関わりをみると、平成13年度の当センターの相談件数は138件、内児童相談所通告連絡処理が6件となっている。また、平成14年度（4月～11月）当センター相談件数は156件、内児童相談所通告連絡処理が5件となっている。この相談処理状況からみても、緊急対応を求められるケースはさほど多くはない。センターは今まで通り行政権限をもたない地域の相談援助事業に徹してよいと考える。児童相談所は、緊急性を要する事態に対応出来る行政権限機関として機能し、その他のケースについては児童家庭支援センターに任せていくのが望ましいと考える。そのためにも各市区町村毎の児童家庭支援センターの設置が望まれる。

7. 調査者のコメント

社会福祉法人飛鳥学院は、桜井市のみならず奈良県の児童福祉事業を長年にわたってリードしてきた。その児童福祉における確固とした理念に加えて、地域に根ざした実践力は驚くばかりのエネルギーである。古い歴史を持った社会福祉法人であるにも

かかわらず、その援助システムにおける理念や経営体としての理論など、時代を引っ張っていく斬新さは、注目に値するものがある。

飛鳥学院の福祉援助システムや先駆的事業経営の底に流れている理念は、社会福祉法人としての社会的役割の明確化と組織のシステム化にあるといえる。特に、組織のシステム化については、「各機関や各職員の役割、持ち味を最大限生かすためにはシステムが必要である」という理事長の持論の下に組み立てられている。その持論の延長には、「システムをつくるのは誰でも出来るが、結局そのシステムを動かしていく“人”が重要なんだ」という言葉が続く。児童家庭支援センター・あすかの事業展開から学ぶことは、ケースマネジメントの出来るソーシャルワーカーの育成と機関への登用、さらにソーシャルワーカーという専門職の社会的認知が、地域における子育て支援の定着化に向けて大きなステップになるであろうということである。理事長が提言するように、地域の利用者が気軽に相談でき、そのニーズに対して的確に援助する相談援助専門機関として、児童家庭支援センターを各市区町村に1か所設置することが、今後の子育て支援システムを構築していく上で最も現実的で有効だと思われる。児童家庭支援センターを地域の子育て支援の中核的存在に位置付けていくことが、各資源が効果的、効率的に機能する上で最も無駄がなく無理がないことを児童家庭支援センター・あすかの事業展開から学ぶことができる。保育所が関与している地域子育て支援センターもそれなりに機能しているが、相談援助専門機関としては、人的資源の面でやや無理がある。

社会福祉法人飛鳥学院から学ぶことは沢山あるが、その中の一つである福祉援助のシステム化、マニュアル化への評価は、現場の児童養護施設職員の話聞くことで納得することができる。職員はとかく個別児童の援助に埋没し孤立しがちになるが、システム化における組織活動（チームワーク化やフリーの立場で各組織につくが、各組織で得た情報や抱える問題を集約化・共有化することによって、個人としてはなく組織全体の問題として、解決に向けて取り組む）をすることで精神的に孤立するこたがなくなり、客観的に自己のサービス点検や施設サービス全体を見回せるようになったという。さらに、このシステム化によって子どもたちも良い影響を及ぼしているという。例を挙げれば、子どもたちは多数の職員と様々にふれることで、それぞれの職員の人間性に関わるができるようになった、しかもどの職員も自分のことをよく把握してくれるので安心して接することができる、生活そのものに変化や余裕が多くなった、特定の職員とのストレスが少なくなった、という結果をもたらしている。

グループホームが注目されている現在、施設サービスにおけるシステム化は新しい援助システムとして注目され、新しい視点で施設サービスが再認識されると思われる。

②-1 大分県別府市

担当部署名

福祉保健部・児童家庭課母子係

1. 市区町村内の養護系児童福祉施設の存在の有無

児童養護施設	3
乳児院	1
母子生活支援施設	2
児童自立支援施設	0
情緒障害児短期治療施設	0
子ども家庭支援センター	1

* 別府では、児童家庭支援センターを子ども家庭支援センターと呼んでおり、以下この名称を用いる。

2. 養護系児童福祉サービス(短期入所生活援助・児童夜間養護事業など)実施の有無【現状】

別府市においては、平成10年度「別府市子育て支援短期利用事業実施要項」を定め、短期入所生活援助事業を実施している。契約施設数は、児童養護施設3、乳児院1、母子生活支援施設2で、いずれも別府市内に立地する施設である。

利用者は、年々増加しており、今年度は調査時点で延べ49人が、117日利用したことになる。ただし実世帯数は12世帯で、同じ利用者が繰り返し利用している場合が多い。なお、利用者は児童養護施設に集中しており、他の施設種の利用は必ずしも多くない。要項では里親での受け入れも想定しているが、里親を活用した例は今の

ところない。また、要項では「母子が夫の暴力により緊急に一時保護を必要とする場合」を想定しており、これにより母子生活支援施設で受け入れたことがある。

この事業に関わる市予算は平成14年度で約120万円を確保しているが、最終決算では90万円前後になるものと見込まれる。

児童夜間養護事業については実施していない。

【実施の経過】

短期入所生活援助事業の実施にあたっては、大分県から、すべての市町村に働きかけがあった。市としては当初は必ずしも積極的に実施意向があったわけではないが、市内に受け入れ可能な施設があったこと、他の市町村が実施に踏み切らないので、県より直接的な働きかけがあったことなどにより、実施に踏み切った。

【方向】

短期入所生活援助事業については、利用が着実に増加しており、今後とも充実していく必要がある。利用施設種や、利用施設が偏る傾向があり、市民に対してさまざまな機会を通じて十分な情報提供が必要であると認識している。

児童夜間養護事業については、今のところ特に市民からの要望等はない。大分県下で事業としては実施している市町村があると了解しているが、利用実績はないと聞いている。

【課題】

原則利用期間を1週間とし、1か月以内までの延長は認めているが、この判断が難しい。長期化しそうな場合、児童相談所と協議するようにしているが、利用料体系が異なることもあり、制度的な検討が必要である。

また、周辺の市町村が事業を実施していないので、他の市町村の住民から別府市に相談があっても対応できず、市町村間の調整が必要である。

3. 児童虐待防止市町村ネットワーク事業の実施の有無

【設置の目的】

平成12年度に「別府市児童虐待防止協議会」として設置した。この協議会は、「研修や事例検討、情報交換を通じて、被虐待児の発見後の効率的な対応を図るとともに、子育て家庭の孤立を防ぐための各機関の果たすべき役割等を協議し、関係者による密接な連携を図ることにより、地域での虐待の早期発見、早期対応により虐待の防止を促進すること」（同設置要綱第1条）を目的とするものである。

事務局は、福祉保健部児童家庭課においている。

【委員】

委員は、保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関から、20人以内で市長が委嘱する。

平成14年度の委員構成は、別府市長（会長）をはじめ、市職員（教育長、教育センター所長、青少年センター所長）、県職員（児童相談所長、保健所長、警察署長）、教育関係者（大学教員、高等学校校長会、小中学校校長会）、地域関係者（医師会長、自治委員会、民生委員児童委員会副会長、PTA連合会長、子ども会育成会連合会長、主任児童委員代表、保育会長、子ども家庭支援センター副所長）である。

当初は、児童養護施設長も含まれていたが、健康上の問題で辞任され、その後補充をしていない。

【事業】

この協議会では、

- 1) 被虐待児童の早期発見およびサポートに協力すること
- 2) 児童虐待についての情報提供に関すること
- 3) 児童虐待についての地域社会への啓発活動に関すること
- 4) 児童虐待防止実務者ネットワークへの助言・指導に関すること
- 5) その他児童虐待に関すること

などの業務を行っている。

具体的には、①別府市児童虐待防止協議会（17機関、18名）、②別府市児童虐待防止実務者ネットワーク（15機関、42名）、③べっぶ・児童虐待防止ホットライン（児童相談所、児童家庭支援センター、地域子育て支援センター、別府市保健医療課、家庭児童相談室、児童虐待相談室の6機関、事務局は児童虐待相談室）、④庁内児童虐待防止ネットワーク会議、の4組織を設け活動している。

【事業実績】

平成14年度においては（1月までの実績）、別府市児童虐待防止協議会を2回、別府市児童虐待防止実務者ネットワーク会議を2回、べっぶ・児童虐待防止ホットライ

ン検討会議を13回、庁内児童虐待防止ネットワーク会議を3回開催している。また、市民向けの講演会も開催した。

平成14年1月にマスコミに取り上げられる重篤な虐待事件が発生したが、昨年8月に転入してきたばかりのケースであり、十分な対応ができていなかったとの反省を含め、それぞれの委員会で反省や対応策を緊急に協議した。

【方向】

この事業の有効性は、関係各機関が日頃から情報交換をし、対応を協議していることにある。児童虐待への対応には予防的視点が重要であり、今後とも積極的に事業を進めていきたい。実務者会議では、具体的な例を取り上げ検討することもあり、有効な援助が実現したこともある。

4. 市区町村独自の児童福祉事業(保育サービス以外の)実施の有無

児童福祉施設に対する特別な補助事業等は実施していない。

ただし、家庭児童相談室(非常勤の家庭相談員2名体制)とは別に、庁内に児童虐待相談室を単独設置し、非常勤職員1名を配置している。なお、この虐待相談室には、女性相談、DV相談の担当者をそれぞれ1名非常勤で配置している。べっぴん・児童虐待防止ホットラインの事務局は、ここが担っている。

5. 市区町村が独自に養護系児童福祉サービスに取り組むことについての意見

在宅福祉サービスの市町村事業化は時代の趨勢であり、そのような方向は理解できる。状況をみ定めながら検討していきたいが、現状では具体的に検討していることはない。

6. 養護系児童福祉サービスを市町村が担うことについての意見

入所施設サービスと在宅福祉サービスが統一的に実施できることは利用者の方からみれば好ましいことと考えられるが、現状ではなかなか困難ではないか。現在でも、他市町村の住民の短期入所生活援助事業の受け入れは困難であり、市町村間の関係を十分調整する必要がある。

7. 調査者のコメント

別府市は人口約12万人の市であるが、市内に比較的多くの養護系児童福祉施設が存在すること、またその施設が積極的な姿勢で事業展開していることもあり、周辺市町村に比べると、行政にも積極的姿勢がみられる。一方、そのことは周辺市町村との差を生じさせることとなり、他市町村の住民との間のサービス格差となっている。市町村を中心としたサービス展開をする際には、この点に配慮が必要であることが感じられた。

また、子ども家庭支援センターが市内の児童養護施設に併設されたことが、別府市と養護系児童福祉施設との関係を円滑にし、その後のネットワーク事業の展開や、虐待相談室の設置などにも好影響を与えたものと推察される。

②-2 児童養護施設・光の園白菊寮(大分県別府市)

(同一敷地内に児童家庭支援センターを併設)

1. 市区町村内の児童養護系施設の有無と施設間の交流について

別府市内には、調査対象施設を含め、児童養護施設3、乳児院1、母子生活支援施設2、子ども家庭支援センター1の養護系児童福祉施設があるが、当法人の設置する児童家庭支援センターとの交流以外、市レベルで特に積極的に交流しているわけではない。(別府では、児童家庭支援センターを子ども家庭支援センターと呼んでおり、以下この名称を用いる)

2. 養護系児童福祉サービス(短期入所生活援助・児童夜間養護事業など)実施の有無

【現状】

平成10年度より、短期入所生活援助事業を実施している。契約している市町村は立地する別府市のみである。

利用者は、年々増加している。他の児童福祉施設に比べて、光の園白菊寮の利用実績が高くなっているが、これは子ども家庭支援センターを併設していることが大きい。子ども家庭支援センターを通じてニーズが把握された場合、多くは光の園白菊寮で受

け入れているが、子どもの年齢やケースの状況に応じて、乳児院や母子生活支援施設を紹介したこともある。繰り返し利用する人もかなりある。

【実施の経過】

短期入所生活援助事業の実施にあたっては、大分県から、市町村と施設に働きかけがあった。施設の側が特に強く希望した訳ではないが、県の側から打診があり、最終的に別府市も実施意向に踏み切ったので実現した。

【課題】

短期入所生活援助事業については、実績は伸びてはいるが、まだまだ住民への周知が不足していると考えられるので、別府市も実施施設とともに住民啓発の必要がある。別府市行政の予算上の問題もあり、リスクが高い家庭の利用が優先されており、リスクが低い家庭では親族等の活用が図られている部分も大きいと感じている。

光の園白菊寮では原則として、ショートステイの利用児童は、通常の措置児とは別の空間で対応している。生活空間は、併設の子ども家庭支援センターの一角に確保している。ここはもともとは、児童養護施設の子どものたちの生活空間であった。両者を一緒にケアすることは、入所児童に精神的負担をかけることになるものと考えられ、原則はこの形を守るべきであると考えている。したがって、このような空間が確保しにくい施設においては、この事業を大規模に展開していくことは困難なのではないかと考えられる。実施施設の環境整備が行われるべきである。

一方、ショートステイを利用する子ども自身にも心のケアが必要なものが増える傾向にあり、単なる一時預かりを超えたケアが必要になりつつある。

現在契約している市町村は別府市1か所であるが、他の市町村の住民からの問い合わせも時々ある。その場合は、受け入れることができないので、問題が生じることがある。実際に隣接市からの利用申し込みがあったことがあるが、児童相談所と協議して、一時保護委託で受け入れることとなった。同じニーズに対して適用される制度が異なる点に問題を感じる。事業実施が可能な児童福祉施設をもたない市町村が周辺には多くあり、施設の側からも周辺市町村に事業実施について積極的に働きかける必要があるかも知れない。

児童夜間養護事業については、父子家庭等に働きかけたこともあるが、今のところ強い希望は感じられないので、当面は実施予定はない。

3. 児童虐待防止市町村ネットワーク事業の実施の有無

【設置】

平成12年度に「別府市児童虐待防止協議会」として設置された。設置は、市行政が主体となって行われたもので、児童養護施設等が必ずしも積極的に働きかけたわけではない。

この協議会は、①別府市児童虐待防止協議会、②別府市児童虐待防止実務者ネットワーク、③べっぷ・児童虐待防止ホットライン、④市内児童虐待防止ネットワーク会議、の4組織からなっているが、光の園白菊寮および子ども家庭支援センターからは、別府市児童虐待防止協議会および別府市児童虐待防止実務者ネットワークに各1名の2名が、設置時より委員として参加している。

【事業評価】

児童虐待防止協議会での児童養護施設の職員の立場は、スーパーバイザー的なものが多い。また、この会議を通じて光の園白菊寮の入所に至ったケースも年間数例ある。逆に、子ども家庭支援センターに相談のあったケースを会議で検討したこともあり、この会議は有効に機能していると考えている。

また、警察や教育関係機関などと日常的に情報交換や意見交換ができることが、児童養護施設の側にも大きな力となっている。

【方向】

この事業は光の園白菊寮にとっても有効な資源となっており、今後とも積極的に協力していきたい。

4. 市区町村独自の児童福祉事業(保育サービス以外の)実施の有無

昭和40年代から昭和50年代にかけて、帰宅する家庭がない子どもを対象にした季節里親的なものがあったが、現在は実施されていない。

イベントでの招待や挨拶などのつながりはあるが、特に予算を伴うような事業のつながりはない。

子ども家庭支援センターを開設したこと、児童虐待防止協議会に参加したことで、少なくとも別府市行政との関係は従来に比べて格段によくなっている。市からさまざ

まな相談がくることも多くなっており、今後いろいろと検討してみたい。

5. 市区町村が独自に養護系児童福祉サービスに取り組むことについての意見

地域の実情に応じたサービスがあってもよいかも知れないが、今すぐ思いつく事業は特にない。

6. 養護系児童福祉サービスを市町村が担うことについての意見

入所サービスの実施が県、在宅サービスの実施が市という状況は必ずしも望ましいとは考えられない。県に統一すると、住民が不便になるし、有効に機能するとは考えられない。一方、すべての市町村に統一すると、実施できる施設の有無によるサービス格差が生じる可能性が高いこと、とりわけ小さい町村でプライバシーの確保がされにくいこと、さらには市町村職員の力量に格差があることなどにより現実的でない。したがって、福祉事務所型（市は直接、町村部分については県が担当）にすることが、検討されているのではないか。

7. 調査者のコメント

調査に応じていただいた園長および副園長ともに現場経験が豊富で、かつ制度等に詳しいこともあり、入所児童のケアと在宅福祉ニーズとの間のバランスに非常に気配りされた取り組みがなされている様子がよくわかる。子ども家庭支援センターの意義を強く強調されていたが、在宅福祉サービスの展開においては確かに重要な拠点であり、さらなる全国的普及が望まれる。児童家庭支援センターは、実質的に市町村との関係での仕事が多いようであり、都道府県レベルでの実施という現状は見直す必要があるかも知れない。

一方、光の園白菊寮本体については現在改築中であり、改築後は敷地内の3棟と近接地にあるグループホームで、一定の職員の住み込みを前提とした小寮舎型のケア体制が実現する。改築中の現場にも足を入れさせていただいたが、新しい時代のケアが空間的にも模索されているようである。非常に優れた実践姿勢が感じられた。

③-1 山口県防府市

担当部署名

健康福祉部・児童家庭課

1. 市区町村内の養護系児童福祉施設の存在の有無

児童養護施設	1
乳児院	0
母子生活支援施設	0
児童自立支援施設	0
情緒障害児短期治療施設	0
児童家庭支援センター	1

今後の必要性については、必要性はあると思われるが、現状では、児童養護施設1つでよいのではないかと考えている。

2. 養護系児童福祉サービス(短期入所生活援助・児童夜間養護事業など)実施の有無

防府市においては、平成7年4月より、ショートステイとトワイライトステイが実施されている。導入の経緯についての詳細は分からないが、山口県の方から働きかけがあり、平成6年頃から準備を進めていたようである。

委託先は、防府市内の児童養護施設のみである。実際の利用となると市外は利用しづらいのではないかと考えられる。

利用数は、年々伸びている。留守家庭児童学級で子どもを見てくれる時間が9:00より12:00までとなっており、12:00以降の利用もある。また、春休み、ゴールデンウィーク、夏休みといった学校の休み期間の利用が利用実績を大幅に伸ばしている。

サービス利用者としては、母子、父子家庭が半分を占めており、「防府市子育て支援短期利用事業実施要綱」に定めてあるように、「児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や父子家庭が仕事の事由等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合」の子どもと家庭の福祉の向上に役立っているものと

考えられる。

実施要綱では、DVによる母子の緊急一時保護も想定しているが、平成13年度の実績はなかった。

3. 児童虐待防止市町村ネットワーク事業の実施の有無

防府市では、虐待防止ネットワーク事業は行っていない。山口県レベルの虐待防止ネットワークには参加している。

市レベルでのネットワークについては、将来的には整備する必要があると考えているが、具体的な基準が不明であるため今後の課題としてとらえている。

4. 市区町村独自の児童福祉事業(保育サービス以外の)実施の有無

児童福祉施設に対する特別な補助事業等は実施していない。

ただし、市内の児童養護施設を改築するのに対して、施設整備に補助金を出したことがある。以上のことから、市としても児童養護施設の重要性は認識している。しかしながら、サービスの提供となると具体的な基準が不明であるため課題が多い。

5. 市区町村が独自に養護系児童福祉サービスに取り組むことについての意見

養護系の児童福祉サービスに市が深く関与するのは難しいのではないかと考えている。措置制度のまま市の事務になると、サービスの対象者が身近になりすぎることが懸念される。DV等で強制引き取りの事例などの利用者を保護する場合には、広域入所の方がメリットがあるのではないだろうか。

6. 養護系児童福祉サービスを市町村が担うことについての意見

各種のサービスを住民に身近な市町村で担うといった行政改革の流れは理解できるが、身近であるがゆえに困ることもあるのではないかと考えている。国や都道府県には固有の事務があると認識しており、きめ細やかな対応については、県の担当者を増やす事が適当なのではないだろうか。

7. 調査者のコメント

防府市に限らず、養護系の児童福祉サービスニーズは、どの住民にも起こりうる課題ではないため、財政が逼迫するなか、市が独自に事業を展開することの難しさが感じられた。具体的なサービスの展開以前に、市民が子育てを支援する事への積極性が醸成されるような働きかけが必要なのではないだろうか。

調査の内容からは、サービスの提供に慎重な姿勢が感じられるが、ショートステイ、トワイライトステイの利用実績は年々増加しており、住民のニーズにしっかりと応えている側面が見受けられる。市内の児童養護施設との連携もとれており、サービスを利用する形態のものに限っては、円滑に事務が執り行われているものと思われる。しかしながら、強制的な保護もあり得る措置の部分については、各自治体の住民の規模も考慮に入れる必要があるのではないかと感じた。

③-2 児童養護施設・防府海北園(山口県防府市)

(児童家庭支援センターを併設)

1. 市区町村内の児童養護系施設の有無と施設間の交流について

防府市内には、調査対象施設である児童養護施設1、当法人が児童養護施設に併設している児童家庭支援センターがあるのみであり、市内での交流は、児童家庭支援センター以外ではできない。

ただし、山口県内の10の児童養護施設間では、定期的に交流がある。県社会福祉協議会の後援のもと、先進施設の見学などの交流を行っている。

このほか、地域との関係は、施設と同一敷地内に設置されている地域交流スペースにおいて積極的に交流を行っている。また、児童館との交流も行っている。

2. 養護系児童福祉サービス(短期入所生活援助・児童夜間養護事業など)実施の有無

ショートステイ、トワイライトステイを実施している。

ショートステイは、平成13年度の実績で23日延べ29人の利用であり、平成14年度は

4月から8月の実績で28日延べ56人が利用している。平成14年度の利用実績が伸びており、その内訳は、小学校低学年の児童の春休み、夏休み等の長期の利用が増加した事による。

トワイライトステイは、平成13年度の実績で84日延べ136人の利用であり、平成14年度4月から8月の実績で61日延べ221人が利用している。

事業の開始にあたり、施設を地域に理解してもらい、また、地域の子育てを支援する視点が必要であるとの視点から開始することとなった。

開始当初、子どもに事故が起こった場合等の処置について問題が起こることがあった。サービスを利用するにあたり、保護者が市に利用の申し出を行い、その後、市から一方的にサービス提供を依頼される事から、利用する子どもや家庭の状況が把握できない事態が続いた。また、多動の子どもや知的に障害のある子ども等家庭で見られない障害をもった子どもの利用が重なった。この件について市と何度も協議を重ね、サービスの利用に当たっては、施設と利用者が事前に面接もしくは電話での聞き取りを必ずすることとなった。事務局としては、施設に併設されている児童家庭支援センターが当たり、子どもの性格や病気の把握とともに、事故や発熱など何らかの事態に備えた話し合いも兼ねて行っている。当初問題となった障害をもつ子どもについては障害児施設に預けるようになった。

ショートステイ利用の子どもは、通常の措置児と同じスペースを利用している。同じ子どもでもあり、一緒に生活して問題はないと考えている。実際には、素直に入れる子どもとそうでない子どもがおり、施設での生活になじめるかどうか重要なポイントとなっている。そのため、親はサービスを利用したいが、子どもが嫌がるケースもある。

3. 児童虐待防止市町村ネットワーク事業の実施の有無

防府市での児童虐待防止ネットワークは実施されていない。

県レベルでのネットワークとして平成12年6月より、「山口県子ども虐待防止ネットワーク」が立ち上げられ、活動を続けている。

ネットワークの開始に当たっては、1996年より山口県アディクション研究会という勉強会が行われており、その後子どもの虐待に関する勉強会を兼ねることとなり、児童養護施設職員も勉強会に参加することとなった。その後、県内の民間のネットワークになった。

構成員は、大学教員等の学識経験者、児童相談所職員、小児科医、養護施設職員等である。

活動資金は、参加者の自己負担で行っている。

4. 市区町村独自の児童福祉事業(保育サービス以外の)実施の有無

防府市では、市長の1日里親としての活動が毎年行われており、市内のグラウンドでスポーツ、食事、ミカン狩り等の活動を行っている。平成9年、10年と子育てに関する支援事業が行われていたが、市の財政悪化とともに助成がなくなった。

助成があれば地域の子育て支援として施設として出来ることがあるがお金のことだけに難しい面もある。

しかし、施設独自に事業を行っている活動もある。活動内容としては、デイキャンプ、映画会、ゲーム会、国際交流、市内4児童館との勉強会、三世代交流、宗祖降誕会、親子体操等である。

ニーズの把握には、後援会や児童家庭支援センターが大きな役割を担っている。市民からの施設への期待もあり、できる限り地域の子育て支援を推進していきたいと考えている。

5. 市区町村が独自に養護系児童福祉サービスに取り組むことについての意見

児童家庭支援センターと児童養護施設の連携はとれているが、児童家庭支援センターの職員は日中だけの勤務であり、電話相談が多い夜間や朝の時間帯への対応がセンターの職員でできないので、児童養護施設職員に負担がかかっている。夜間や早朝は児童養護施設直員も忙しい時間帯であり、また精神疾患等と思われる相談者もおり、対応に限界を感じている。

6. 養護系児童福祉サービスを市町村が担うことについての意見

今後の相談体制のあり方として、問題が起こったら児童相談所へ行くという現行のシステムで概ね問題はないのではないかと。家庭裁判所と児童相談所が連携し、児童相

談所のさらなるレベルアップが求められる。福祉事務所が判定を行うのは、専門性から考えて難しいと思われる。

サービスを市町村が担うことによって、お金の面で地域間格差が出ては困る。要保護児童の問題については、措置制度のまま、きちんと子どもの権利を守っていく視点が必要であると考え。そのためにはやはり児童相談所が必要である。

7. 調査者のコメント

調査を行った日は、ちょうど市内4児童館との勉強会の日であり、調査員も参加させていただいた。その後、施設での聞き取り調査となったが、同一敷地内にある地域交流スペースでは、防府市老人クラブ連合会の会議が行われており、70人前後の地域のお年寄りが交流を深めていた。施設を代表する施設長の地域への思いがひしひしと伝わる取り組みがうかがわれた。

地域に開かれた施設運営について職員の方に尋ねたところ、どの機関の人と会っても世間話ができる関係を築くよう施設長にいられているとのことであった。

ボーイスカウト活動、韓国との交流事業等、地域を越えた実践も取り組まれており、非常に優れた実践姿勢が感じられた。

④-1 鳥取県鳥取市

担当部署名

福祉保健部・児童家庭課

1. 市区町村内の養護系児童福祉施設の存在の有無

児童養護施設	1
乳児院	0
母子生活支援施設	1
児童自立支援施設	0
情緒障害児短期治療施設	1
児童家庭支援センター	1

2. 養護系児童福祉サービス(短期入所生活援助・児童夜間養護事業など)実施の有無

【現状】

短期入所生活援助事業・児童夜間養護事業ともに、実施されている。

契約は鳥取市内の鳥取子ども学園のみとの契約である。平成14年度(平成15年1月末日現在)では、短期入所生活援助事業は延べ94日7名、児童夜間養護事業は延べ99日2名の利用があった。

【実施の経緯】

県庁所在地のため、新しい制度についてはたいてい実施することとなっている。短期入所生活援助事業についても児童夜間養護事業についても、制度開始と同時に開始している。

【方向】

短期入所生活援助事業・児童夜間養護事業ともに、現状どおりの継続で良いと考えている。これらを特化して充実していくのではなく、ファミリーサポートセンター事業や昨年度から始まった病時保育など、幅広くさまざまなニーズに応えられるよう、選択肢を増やしていきたいと考えている。

【課題】

制度自体には問題は感じない。しかし、鳥取市には乳児院がないため、1歳未満児の受け入れが難しいことが課題である(現状では、このようなニーズに関しては、それぞれの家庭で対応してもらうよう話すか、家庭での対応が難しい場合には保育所での対応としている)。

また、繰り返し利用している家庭はさほど問題はないが、1回しか利用しない家庭については、利用する施設までの送り迎えが難しいことがある。このような場合には、施設側が送り迎えを実施することもある。

3. 児童虐待防止市町村ネットワーク事業の実施の有無

【設置の目的】

短期入所援助事業や児童夜間養護事業の窓口は児童家庭課だが、鳥取県の場合、児童虐待防止市町村ネットワーク事業の窓口は健康対策課であるため、児童家庭課は事業の詳細につ